



来週の投資戦略 (3/14-18)

パウエル議長の会見に注目

2022年3月13日

小松 徹

注目事項 — 見所

- 3月15-16日、米連邦公開市場委員会 (FOMC) — 0.25%利上げ後は?
- 3月17日、1月の機械受注 (船舶・電力を除く民需) — 前月比2.0%減?
- 3月18日、2月の消費者物価指数 (生鮮食品、エネルギー除く) — 前年比1.0%低下?
- 3月17-18日、日銀、金融政策決定会合 — 現状維持?

株式市場見通し

先週は木曜日を除くと連日下落、主要株価指数は3%前後の下落となった。ロシアに対する追加の経済制裁が米英の原油、天然ガスなどエネルギーの輸入禁止となり、わが国と欧州がどこまで追随するかが焦点となった。原油価格が急騰後、急落して世界の株式市場に大きな変動をもたらしている。当面、ウクライナの戦況、石油輸出国機構 (OPEC) の増産の可能性などから、乱高下が続くと見られる。この間、米国長期金利も大幅上昇、米ドルは1週間で日本円に対して2円45銭も上昇した。平時であれば、円安を好んで国際優良株が上昇するはずだが、現在は海外で事業をしていることが逆にリスクになっている。結果として、先週はいわゆるトリプル安となった。

来週はいよいよ FOMC の開催だ。パウエル米連邦準備理事会 (FRB) 議長が約10日前の議会証言で0.25%利上げを提案すると表明しているため、この間不要な思惑で金利が動くことはなかった。とはいえ、先ほど述べたような原油を巡る世界情勢の急激な変化で米国のインフレ期待が再度上昇しているようにも見える。一方で、世界経済が急激に冷え込む可能性も出てきたのでそうならないかもしれない。このような複雑な情勢の中で、FRB は次の利上げをどのようなペースとするのか、資産縮小は前回 FOMC で示唆した通りなのか、パウエル議長の記者会見が非常に注目される。

さて、外国人投資家の売り越しが止まらない。3月第1週も東証一・二部の現物市場で27百億円売り越した。さらにマザーズ市場でも251億円売り越した。マザーズ市場は外国人投資家の売買比率が45%、個人投資家は50%程度になっている。問題は個人投資家の売買手法だ。現金の売買が2割強で、信用取引が8割弱を占める。そもそも上場企業の大半が赤字で伝統的な株式評価も難しいので、賭博市場化していると言っても過言ではない (例外銘柄もあるが)。悲しいことに、マザーズ指数は14カ月間で約半値になった。

最後に、来週もウクライナ情勢から目を離せないが、ロシアのプーチン大統領がどのような卑劣な手段を取るか。わが国の方は、サハリン事業に政府も大きく関与しているので、撤退しないようだ。ロシア一辺倒の報道になっているが、中国の全人代が閉幕して、李克強首相の経済に対する厳しい見方だけが残った。来週は火曜日に厳しい指標が出るだろう。2か月前は中国経済が今年最大のリスク要因だったことは覚えておこう。

KPA の投資戦略

ロング (買い)	ショート (売り)
好財務の割安株、来期2桁増益株	高PB低位株、高PE新興株

(注) ヘッジ・ファンド向け戦略としての一例。投資期間は半年程度を想定。



本レポートは、情報提供の目的のみでご利用者に提供されるものであり、有価証券売買に関する何らかの申し込みまたは勧誘を意図するものではありません。本レポートに記載されるすべての意見および予測は、レポートの日付時点におけるコマツ・ポートフォリオ・アドバイザーズ(以下、KPA)の判断であって、予告なしに変更される場合があります。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析がすべてのご利用者にとって適切であるとの表明を行うものではありません。ご利用者は、投資に伴うリスクとメリットがご自身にとって適切であるかどうか、自己の責任で判断して頂きます。KPAは本レポートについてその正確性、完全性または適時性を保証していません。KPAはいかなる保証も行わないことを明確にしています。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析にご利用者が依拠した結果として被る可能性のある直接的あるいは間接的な損害について責任を負いません。本レポートについての知的財産権はKPAに帰属し、著作権、特許権、商標権その他の知的財産権に関する法令により保護されています。本レポートを印刷した場合も、その印刷物の著作権は、KPAに帰属します。ご利用者は個人的利用を目的としたバックアップのためにのみ印刷、複製することができます。プリントアウトした印刷物や複製したデータを、個人的利用以外の目的で使用することはできません。ご利用者は、本レポートを、有償・無償を問わず、第三者に提供することはできません。また、これを改変、修正することはできません。本規定にご利用者が違反した場合、KPAは金銭的な損害賠償を含む救済手段を請求する権利があります。